

2020年度後期 大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免対象者の認定に関する申請書

A様式2

(2020後期新規)

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		
	氏名	入学年月 年 4月入学	
	生年月日	(西暦) 年 月 日 生 (歳)	
	現住所	〒 都道府県	市区町村
	所属学部・学科等	学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報		
給付奨学金申込の受付番号			

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けさせていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1~3の提出は不要です。)